改正案

Ⅱ-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢

Ⅱ-3-2-3-1 意義

顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている(法第 12条の2第2項)。

特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む 個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏 えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生 する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、銀行は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣 府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、そ 現行

Ⅱ-3-2-3 顧客等に関する情報管理態勢

Ⅱ-3-2-3-1 意義

顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている(法第 12条の2第2項)。

特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む 個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏 えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生 する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、銀行は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣 府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、そ

改正案

の厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求め られる。

以上を踏まえ、銀行は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下 「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立 することが重要である。

Ⅱ-3-2-3-2 主な着眼点

- (1) (略)
- (2) 個人情報管理
- ①~③ (略)
- ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン</u> 第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その 業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である 顧客から適切な同意の取得が図られているか。

(別紙2)

立入検査の基本的手続

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁 長官から委任を受けて財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を 含む。以下同じ。)が実施する法令に基づく立入検査(以下、「立入 検査」という。)に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関(立入検査を受検する預金取扱等金

現行

の厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、銀行は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ-3-2-3-2 主な着眼点

- (1) (同左)
- (2)個人情報管理
- ①~③ (同左)
- ④ 個人データの第三者提供に関して、<u>金融分野ガイドライン</u> 第 11 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、 その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個 人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。

(別紙2)

立入検査の基本的手続

(同左)

融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。)に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって 実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとと もに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明 する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 により行うことができるものとする。

- 1. ~3. (略)
- 4. 情報管理
 - (1) (略)
 - (2) 立入検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>個人情報の</u> <u>保護に関する法律</u>等の法令、一般的な行政文書の管理に関す る規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の 点に配慮する。

- 1. ~3. (同左)
- 4. 情報管理
 - (1) (同左)
 - (2) 立入検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、<u>行政機関の</u> <u>保有する個人情報の保護に関する法律</u>等の法令、一般的な行 政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。そ の際、特に、以下の点に配慮する。

改正案	現行
①~③ (略)	①~③ (同左)
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (同左)